「阿蘇市スプリング宿泊割引キャンペーン」宿泊施設事務取扱

- 01. 割引の対象期間は、2月26日(金)宿泊分から3月30日(火)宿泊分までが適用されます。(2月26日(金)チェックインから3月31日(水)チェックアウトまで。<u>領収書の日付は、3月31日以前のものが対象</u>。)今回は国の緊急事態宣言が発出されていない都道府県が対象となります。
- 02. 割引率は、宿泊料金(入湯税及び消費税を除く)の半額です。ただし、その割引の上限額は5,000円(小学生以下は、2,500円)まで、1人1泊のみの宿泊に適用されます。子供料金を設定していない場合は、小学生以下であっても大人料金での割引(上限5,000円)となります。ただし、子供料金を設定していない場合において小学生以下の子供に何らかの割引を適用した場合は上限2,500円の割引額を適用します。

連泊される宿泊者の場合は、初日だけの適用となります。チェックアウトされた宿 泊者が当日も同じ施設に宿泊される場合は連泊扱いとします。

- 03. 補助金の交付を希望する宿泊施設は、交付要綱第6条に記載の交付申請書(様式第1号)と関係書類を添えて阿蘇市役所観光課に提出してください。**2月26日(金)** までに届くようにお願いします。
- 04. 交付申請書(様式第1号)に記載する申請額は、交付要綱第5条に記載の別表のと おりですが、キャンペーン期間が約1カ月と短いことから、本市が今回新たに示す (最終頁に記載)宿泊施設の定員に基づく上限額以下の金額をご記入ください。
- 05. 交付申請書(様式第1号)に不備がなければ、阿蘇市から交付要綱第7条に記載の 交付決定通知書(様式第2号)を通知します。この通知を受けた日から予約を開始 できます。それ以前に予約された客については、割引の対象となりません。
- 06. 予約受付の方法は、各自の責において取り扱いをお願いします。電話による予約やインターネットによる予約などあると思いますが、各自より良い体制を整えてください。また、各自のホームページに掲載したり、広告をするなどの営業活動も積極的にお願いします。なお、本事業を利用するための条件として、下記の 07.08.の記載が必要になります。宿泊者等から問い合わせ等があった場合の周知をお願いします。

- 07. チェックイン時に「阿蘇市スプリング宿泊割引キャンペーン申込書」を宿泊者に記入してもらいます。申込書には、身分証明のチェック欄を設けていますので、免許証や保険証、その他の書類をもって緊急事態宣言対象地域外の在住者であることの確認をお願いします。なお、申込書用紙の増刷(コピー)は、宿泊施設のご負担による協力をお願いします。
- 08. 今回のキャンペーンは、モニター調査事業としても位置付けています。チェックイン時に別紙のアンケート用紙をお渡し、チェックアウト時に回収をお願いします。 なお、アンケート用紙の増刷も、宿泊施設のご負担による協力をお願いします。
- 09. 宿泊者への割引の方法は、精算時に半額に割引したことを明示した領収書を発行し 宿泊者に伝わるようにしてください。この写しは、補助金請求時の証拠書類として 実績報告の際に阿蘇市役所観光課に提出していただくことになります。
- 10. 交付要綱第9条に記載の実績報告書(様式第5号)については、4月2日(金)までにキャンペーン申込書、アンケート用紙、領収書等の写しを添えて、阿蘇市役所観光課に提出してください。不備がなければ、阿蘇市から交付要綱第10条に記載の交付確定通知書(様式第6号)を通知します。また、今回のキャンペーンは期間が短いことから概算払は行いません。
- 11. 交付確定通知後に交付要綱第 1 1 条に記載の補助金請求書(様式第 7 号)により補助金の請求行為ができます。
- 12. 補助金の請求行為から7日間から10日間後に、指定口座に補助金が振り込まれます。手続きに少し時間が掛かりますので、ご了承ください。
- 13. 期間中であっても上限額に達したら、その宿泊施設におけるキャンペーンは終了となりますので、各自にて割引残高の管理をお願いします。終了した場合には、阿蘇市のホームページでも終了の告知をしますので、速やかに阿蘇市役所観光課までお知らせください。
- 14. 今回のキャンペーンに便乗した極端な値上げなどはお控えください。悪質と判断されるような不正行為等が発覚した場合には、交付要綱第12条に記載のとおり交付決定を取り消す場合があります。
- 15. また、補助金を不正に受給していたことが発覚した場合には、交付要綱第12条に記載のとおり補助金返還を求めますので、虚偽の報告などはおやめください。

- 16. 今回のキャンペーンへの参加は、新型コロナウイルス感染症への防止対策を施していることが条件です。全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が連名で策定している「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」などを遵守してください。
- 17. ご不明な点などありましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

<問い合わせ先>

阿蘇市役所 経済部 観光課 観光振興係(担当:岡本、菊地)

TEL: 0967-22-3174 / FAX: 0967-22-4566

補助対象者への補助金の上限額

宿泊施設の収容定員	今回の交付決定額
	の上限額
15 人未満	100,000円
15 人以上 30 人未満	150,000円
30 人以上 150 人未満	300,000円
150 人以上 250 人未満	450, 000 円
250 人以上 400 人未満	600, 000 円
400 人以上 600 人未満	750, 000 円
600 人以上	900,000円

[※]旅館業法許可証等に記載の収容定員

前回(サマーキャンペーン)の反省点を踏まえた注意事項

本事業について、特に注意して頂く点を記載いたしますので、必ず熟読ください。

	宿泊費の本体価格(消費税、入湯税等を除く)の半額補助。ただし	
補助金額	◆ 大人(中学生以上):上限 5,000 円	
	◆ 小学生以下:上限2,500円(子ども料金を設定している場合)	
	※追加料金等(追加ドリンク代、追加体験料など)は対象外	
税金	対象外(消費税・入湯税の扱いは、別紙を確認)	
対象期間	2021年2月26日(金)泊~	
	3月30日(火)泊(3月31日(水)チェックアウト分まで)	
	※領収書の日付は、3月31日以前のものを対象とします	
	※4月以降、延長する場合もあります。	
対象者	国の緊急事態宣言が発出されていない都道府県からの宿泊者	
	※自治体独自の緊急事態宣言の地域からは補助対象	
	※キャンセル料金は補助対象外	
連泊	対象外(チェックアウト日の同一施設チェックインも対象外)	
GoToトラベル	併用不可	
申込書	必須(宿泊客に記載してもらう)	
アンケート	必須(宿泊客に記載してもらう、1組1枚)	
補助金の	実績払いのみ(概算払い不可)	
支払い方法		

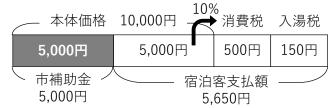
税金の取り扱いについて(例)

1. 消費稅別10,000円(入湯稅別)

本来

本体価格 10,000円 消費税 1,000円 入湯税 150円 計 11,150円

スプリングキャンペーン

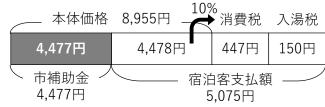


2. 消費稅、入湯稅込10,000円

本来

本体価格8,955円消費税895円入湯税150円計10,000円

スプリングキャンペーン



3. 消費稅込10,000円(入湯稅別)

本来

本体価格 9,091円 消費税 909円 入湯税 150円 計 10,150円



スプリングキャンペーン



4. 消費稅込10,000円(入湯稅対象外)

本来

本体価格 9,091円 消費税 909円 計 10,000円



スプリングキャンペーン



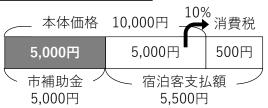
5. 消費税**別**10,000円(入湯税**対象外**)

<u>本来</u>

本体価格 10,000円 消費税 1,000円 計 11,000円



スプリングキャンペーン



手続きの流れ

	作業内容	期限	必要書類
1	補助事業への申請	2021年2月26日(金)まで ※その後も受付可能ですが、宿泊 割引の対象期間は受付後からと なります。	■ 様式第1号(捺印)■ 旅館業法による許可証 又は住宅宿泊事業法に よる届出済証の写し
2	宿泊客による 記入	対象期間中	■ キャンペーン申込書■ アンケート
3	宿泊施設による 記入 <u>(任意)</u>	対象期間中	■ 宿泊者名簿一覧
4	事業の実績報告	事業終了後(補助対象の全ての 宿泊客チェックアウト後)から、 2021年4月2日(金)まで	 ■ 様式第5号(捺印) ■ 宿泊者名簿一覧(任意) ■ 領収書の写し (3月末までの日付) ■ キャンペーン申込書 ■ アンケート
5	補助金の請求	交付確定通知書(市からの書類) を受け取ってから、2021 年 4 月 23 日(金)まで	■ 様式第7号

- 「宿泊者名簿一覧」は整理簿として、任意にご使用ください。宿泊施設独自のものを 利用頂いても結構です。実績報告の際に提出いただくと、スムーズに補助金の支払い を行うことが出来ます。
- 様式第1、5、7号は、同じ住所・会社名・代表者氏名をご記載ください。法人格を お持ちの施設は法人名と法人の登記印、個人事業主は代表者の個人印を捺印ください。